

府中市情報公開・個人情報保護審議会
(平成18年度第1回)

1 日 時 平成18年7月4日(火) 午後2時から午後3時まで

2 場 所 市役所北庁舎第5会議室

3 出席者

(1) 委員 山上義人(会長)、鹿島秀樹(職務代理者)、鈴木
けい子、河内辰夫、和中信男、大森斉、松本良幸、
北谷博和

(2) 事務局 総務部広報課長 関根昌一、
同広聴担当主査 平塚祐一、同主任 遠藤公巳明

4 議 題

- (1) 個人情報の収集に係る諮問について(審議事項)
- (2) 個人情報を取り扱う事務の追加について(報告事項)
- (3) 平成17年度開示請求等の実績報告について(報告事項)

5 議事要旨 別紙のとおり

府中市情報公開・個人情報保護審議会
(平成18年度第1回) 議事要旨

(遠 藤) ただ今から、平成18年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。まず、広報課関根課長から、ごあいさつ申し上げます。

(関根課長) 今日の審議事項としては、個人情報の収集に係る諮問が1件、17年度の個人情報、情報公開についての報告が2件あります。
それではどうぞよろしくお願いします。

(遠 藤) それでは、ここで、本審議会の会長からごあいさつをいただきたいと思います。山上会長、よろしくお願いいたします。

(会 長) 高度情報化社会と言われる現在、個人情報の保護は大変重要となっております。また、行政の情報を積極的に公開して透明性を高め、市民の更なる信頼を獲得していくことも強く求められているところです。

この府中市情報公開・個人情報審議会は、ご案内のとおり、条例の規定に基づき、情報公開・個人情報の保護に関する重要な事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、または意見を述べるための機関でございます。市民のニーズに応えていくためにも、皆さま、本年度もよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただ今から、平成18年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会を開催します。

なお、本日、岩田委員、鎌田委員から、所用のため欠席とのご連絡が入っております。

(遠 藤) ありがとうございます。事務局の方も4月1日の人事異動に伴い、メンバーの変更がございますので、お知らせいたします。三ヶ尻課長が異動し、後任は、先ほどごあいさつ申しあげました関根課長でございます。また、川田課長補佐が異動し、後任は私、主任職の遠藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、山上会長に議事の進行をお願いいたします。

(会 長) それでは、議事の進行をさせていただきます。皆さんよろしく申し上げます。では、会議次第の「3議題」の「(1) 個人情報の収集にかかる諮問について」を事務局から説明をお願いします。

(遠 藤) それでは、ご説明いたします。今回は、「府中市立学校における防犯カメラの設置及び運用」事業で取り扱うこととなる個人情報について、諮問するものですが、冒頭おわびがございます。金曜日に事務局より審議事項に係る資料をお送りしたのですが、配達が遅れてしまったようで、お手元に資料が事前に届いていないのではないかと存じます。本来、審議に係る事項につきましては、委員の皆さまに事前にご確認いただいているところでございますが、今回そのように手配できなかったことをおわび申し上げます。ここで事務局より会長及び委員の皆さまにお願いさせていただきたいのですが、今から5分ほどお時間を取らせていただき、短い時間ではございますが資料1-1及び資料1-2についてご確認いただけますでしょうか。

(資料配布)

(会 長) それでは、5分ほど時間をとりますので、各自審議事項にかかる資料をご覧いただきたいと思います。

(各自資料内容確認)

(会 長) それでは、5分経ちましたので、改めて事務局からご説明をお願いします。

(遠 藤) では、ここで、諮問する理由につきまして、若干、説明させていただきます。

「府中市個人情報の保護に関する条例」では、第7条第1項におきまして、原則として、実施機関が個人情報を収集する場合は、本人から収集しなければならないと定められております。本人以外のものから個人情報を収集する場合は、第7条第2項第1号から第8号に定める事由のいずれかに該当する必要があるとございます。このいずれにも該当しない場合は、本審議会に諮り、お認めいただくことができれば、個人情報の収集ができるという規定が、第7条第2項第9号に定められております。

本日の議題となっております「府中市立学校における防犯カメラの設置及び運用」事業におきましては、第7条第2項第1号から第8号に定める事由のいずれにもあてはまりませんので、本審議会に諮問させていただきます。

それでは、ここで、諮問書を読み上げさせていただきます。

(諮問書朗読)

それでは、引き続き、「府中市立学校における防犯カメラの設置及び運用」事業を所管することとなります。学校教育部総務課の担当職員から、事業の内容や、個人情報収集する理由などをご説明いたします。

(総務課) 総務課長の三ヶ尻です。

今回の諮問の事業についての説明をさせていただきます。近年、児童、生徒、学校等が事件事故に巻き込まれることが多くなっています。このようなことで学校も防犯が大きな課題になってきました。去年の市政世論調査でも防犯対策が要望事項の中で一番でした。

本市の小学校においては、去年の11月から学校警備員を配置いたしました。中学校には、防犯カメラを設置したいと考えております。学校の防犯体制の現状と防犯カメラについての考え方を説明させていただきます。現状について、訪問者に対しては、受付時に時間、氏名、内容などの記載と、訪問者であることが分かるようにバッジの着用をお願いしております。登下校時を除いて出入口はすべて閉鎖されております。また、保護者など学校関係者の車両、給食配膳車などには、入ったあと門を閉めることを徹底し、不審者等が入らないように努めております。学校内では、学校110番を設置し、緊急事態を知らせる仕組みをとっています。

また、夜間については、機械警備でセンサーの感知で警備会社に来る仕組みになっております。また、防犯用具としてさすまたなどを備えております。現在の防犯体制は以上のようになっています。

今回、防犯カメラを導入するうえでの基本的な考え

方ですが、正門、職員から死角になっている場所などに各学校6台設置します。また、設置の表示を行い、犯罪の予防を図りたいと思っています。要綱にそって説明いたします。

(資料1－2読み上げ説明)

(会 長) では、説明が終わりましたので、「府中市立学校における防犯カメラの設置及び運用」事業で行うこととなる個人情報の収集について、皆さんの方から、ご質問がありましたら、お願いします。

(関根課長) 収集の制限に関して少し説明させていただきます。

個人情報保護条例で収集の制限に関しては、本人から収集することになっていますが、本人以外からは9項目あります。9号として、公益上特に必要となる場合、府中市情報公開審議会の意見を聞いて収集することになっております。

(質疑応答開始)

(会 長) 以上説明でしたが、何か意見はありますか。

(委 員) 児童、生徒の安全を確保するためとなっていますが、それが、生徒指導に使われるということはあるですか。

(総務課) 生徒指導に使われることはありません。

(委 員) 設置場所によっては、プールのための着替え等が写る可能性もありますね。そういうことで、慎重になる必要があるのではないのでしょうか。

(総務課) 基本的には、外部からの不審者に対するものですので、校門、通用門等ですので、建物の中ではありません。

(委 員) 防犯カメラがついていることは、表示すべきですが、どこについているかは、表示する必要があるのか。学校の規模によっては台数が違ってくるのではないのか。

(総務課) 今回、東京都の補助事業で設置を行いますが、東京都の運用の項目に「明確な形で表示する」とありますので、その指導に基づき表示を行っていきます。

また、台数についてですが、学校の規模によりますので、一律になっているものではありません。

(委員) 東京都の考え方があるのはわかるが、府中市としての考え方もあると思うのですが。

(総務課) 基本的にはカメラがあることにより抑止になると考え、表示はしていきます。

(会長) 6台のカメラとおっしゃいましたが、これで充分なのですか。それとも増えていくのですか。

(総務課) 今回、死角になる場所或いは、不審者が入りやすい場所ということで台数を決めていきますので、ポイントを押さえて台数を決めていきます。

(委員) 防犯カメラの目的についてですが、定義を拝見すると、外部の不審者から児童、生徒、職員の安全を確保するとなっていますが、中学校では、学校内で犯罪行為の可能性もあるわけです。これが、警察への任意的な記録提出など、目的外利用の範囲に入ってくるとは考えていますか。

(総務課) カメラは外部の不審者に対するもので、非行等に対する防犯は、考えておりません。

(委員) 捜査機関からそのビデオの提出依頼があったときに提出するかどうかは8条の目的外利用にあたるわけですね。

(総務課) そういうケースは想定しておりません。

(委員) 個人情報の第4条(1)に個人の利益を侵害しないようにしなければならないとありますが、このカメラによって侵害されられると思われるケースがあったら教えていただきたい。

(総務課) 不審者対策ということですので、個人の利益を侵害するようなことはないものです。例えば、敷地外の道路を通過する人が写るような設置の仕方はいたしません。設置者の責務として、個人情報保護条例の主旨にのっとって運営することになっています。

(委員) 個人の利益を侵害されるケースとして、具体的な例をあげていただくと分かりやすいのでは。

(総務課) 適切に管理、運用しなければならないとなっています。また、目的以外に使ってはいけないことになっております。

(委員) リアルタイムで監視している人がいるのですか。

(総務課) 常時監視するのは難しいことです。

(委員) 主に、教職員が見る可能性が高いのですね。

(委員) 何かがない限り、テープは見ないのですか。または、常に、職員室などにその映像が流れて見る人がいるのですか。

(委員) 農協にもいくつかモニターがありますね。1台のモニターに何箇所かの映像が写りますね。そういうものなのですか。

(総務課) 複数台のカメラで1台のモニターで画面を分割することもできます。今後、詳細を詰めていきます。

(委員) 何か起こってから使うようなものでしょうから、一市民としては、こだわりすぎるあまり無駄遣いにならないようにしていただきたいと思います。

(会長) 他に、ご質問もないようですから、この辺で、皆様のご意見をお伺いしながら、本審議会としての意見をまとめていきたいと思います。「府中市立学校における防犯カメラの設置及び運用」事業で行うこととなる個人情報の収集について、認めることとしてよろしいでしょうか。皆様のご意見をお願いします。

(意見)

(会長) これまで、さまざまなご意見を伺いましたが、本審議会として、「府中市立学校における防犯カメラの設置及び運用」事業で行う個人情報の収集について、認めることとしてよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

それでは、異議がないようですので、本審議会としては、「府中市立学校における防犯カメラの設置及び運用」事業で行う個人情報の収集について、認めることといたします。よろしくお願いします。次に、会議次第の「(2) 個人情報を取り扱う事務の追加について」を事務局からご説明いただきたいと思います。

(遠藤) それでは、説明させていただきます。これは、府中市個人情報の保護に関する条例第9条第4項の規定により、今後、市が、新たに行うこととなる個人情報を取り扱う業務をご報告するものです。今回は、2つの事業が追加となっております。

まず、1つ目として、「携帯電話メール機能等を利用する緊急情報等提供取り扱い事務」が追加となっております。安全安心まちづくりの一環として、警察署や消防署から市に提供される、不審者出没や犯罪・災害発生などの緊急情報を、市民の皆さんに携帯電話やパソコンの電子メール、またはFAXで配信するサービスがすでに始まっておりますが、これに伴い、情報提

供を希望する市民から氏名や電話番号などを登録していただくものでございます。

2つ目として、「コミュニティサイトふちゅう」が追加となっております。「コミュニティサイトふちゅう」とは、本市が市民活動の活性化のために開いたサイトでございまして、府中市を中心に活動している市民団体の活動内容やイベントを、紹介するものでございます。このサイトを通して情報発信を行いたい団体には、団体名簿の提出を求めているところですが、この名簿に氏名や住所、電話番号といった個人情報が含まれております。

以上が、今回新たに追加となった個人情報を取り扱う事務でございます。以前、お配りしてございます「個人情報を取り扱う事務の目録」の追加資料として、今回報告の対象となった事業を記載したものを、本日資料2としてお配りしておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。

(会 長) では、「(2) 個人情報を取り扱う事務の追加について」、の説明が終わりましたので、どなたかご質問がありましたらお願いします。

(委 員) これは、希望者が自ら登録をするものですか。

(地域安全対策課) 希望する方が登録するものです。個人が登録したメールアドレスに配信するもので、職員が介在し、その登録した情報などを見ることはありません。ただしFAXでの登録に限っては、登録申込時のみ、確認のため個人情報にあたるものを見ることはあります。

(会 長) では、他に、ご質問もないようですので、次に、「(3) の平成17年度開示請求等の実績の報告につい

て」を事務局からご説明いただきたいと思います。

(事務局) それでは、説明させていただきます。ここで、報告させていただくのは、平成１７年度に提出がありました情報公開制度及び個人情報保護制度に基づく開示請求と、それに対して市が行った決定の実績についてです。まず、１ページから１６ページまでページがふってございます、平成１７年度公文書公開の受付表をご覧くださいと思います。これは、平成１７年度に提出がありました情報公開制度に基づく公文書の開示請求の実績の表となっております。左の列から、整理番号、請求があった年月日、請求の内容、公文書を所管する部署、市が決定した内容としての全部公開、一部公開、非公開、不存在それぞれの件数、市が決定を行った年月日、開示手数料の有無、一番右側が備考欄となっております。備考欄には、取り下げがあったこと、不開示となった部分などを記載してございます。平成１７年度は、延べ１２４人から請求があり、このうち取り下げが４件ありました。平成１６年度は、述べ１１６人でしたので、前年度との比較では、増加となっております。平成１７年度の請求内容としましては、ごみ処分事業及びリサイクル事業に関するもの、都市計画に関するもの、そして建築計画概要書の写しなどの請求が多くございました。これらの請求に対しまして、開示を行った公文書の件数ですが、資料３の一番後ろのページをご覧ください。一番上に、１ 平成１７年度公文書等の開示請求とありまして、２行目に（１）開示を行った件数等という表に数字がございました。全部開示が５４件、一部開示が１４７件、これを合計しますと２０１件となっております。また、不開示の決定をした公文書は１１件、公文書が存在しなかったものも１１件

でございました。交付した写しの枚数につきましては、
（２）手数料及び複写料の表にございますように、モノクロ５、０５９枚、カラーが１２枚でした。次に、資料３の後ろから３ページ目に綴られております平成１７年度自己情報開示の受付表をご覧くださいと思います。これは、平成１７年度に提出がありました、個人情報保護制度に基づく個人情報の開示請求の実績の表となっております。記載してある内容は、情報公開制度の表とほぼ同様となっております。平成１７年度は、延べ１６人から請求がありました。請求内容としましては、レセプトの開示を求めるものがほとんどでございました。これらの請求に対しまして、開示を行った公文書の件数ですが、もう一度、資料３の一番後ろのページをご覧ください。中ほどに、２ 平成１７年度個人情報の開示請求とありまして、次に（１）開示を行った件数等と表示されました表に数字がございますが、全部開示が５３件、一部開示が３件、これを合計しますと５６件となっております。また、不開示の決定をした公文書は２件、公文書が不存在であったものは０件でございました。また、交付した写しの枚数は１０６枚でした。なお、個人情報保護制度では、開示請求制度のほかにも、個人情報の訂正の請求、削除の請求、目的外利用又は外部提供の中止の請求の制度がございますが、平成１７年度では、このうち訂正の請求が１件あり、一部請求が認められております。詳しくは、資料３の後ろから２番目のページをご確認いただきたいと思います。説明は、以上でございます。

（会 長） では、「（３）平成１７年度開示請求等の実績の報告について」、の説明が終わりましたが、どなたかご質問はございますか。

(委 員) 個人情報の訂正の内容はどういったものでしょうか。

(事務局) ご自分が相談に見えたときの相談記録についてのものです。請求のうち、一部は請求どおり訂正を行うこととしましたが、一部は実際にその場で話題になっていない内容を追加しようとしたものでしたので、認めませんでした。

(会 長) では、ご質問もないようですので、今回の「議題」につきましては、終了させていただきます。では、4の「その他」につきましては、事務局からお願いいたします。

(遠 藤) それでは、会議次第の4の「その他」ですが、会議終了後に委任状を回収いたしますので、事務局の者にお渡しくださいますようお願いいたします。次回の日程ですが、本年の11月頃の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

(関根課長) 委員の皆様、本日は、長時間に渡り、大変、お疲れさまでした。これをもちまして、平成18年度第1回府中市情報公開・個人情報保護審議会を終了させていただきます。

(了)